

1 (表紙)

伯耆民諺記両家由来 ^(カ)
抜書

2 (白紙))

3

伯耆民諺記

大谷村川竹嶋渡海之事

大谷村川両家各米子住居のものにして代々名ある
町人なり、子孫今に町年寄役勤む、此両家竹島渡海免

許儀を蒙る事ハ当国前の大守中村伯耆守

忠一慶長十四年ニ卒去あつて嗣なきゆへ故跡式

断絶す、其後元和二年まで国守なくして御

領となり御城代年々武都より来番して

4

当城に居し伯州を鎮護ある、元和二年阿部四郎

五郎在番ある此時両家竹島渡海之事を希ふ

然るに翌年松平新太郎光政卿当国を官領し
て入部有るに依両人又是を願ふ處、光政直に武

都へ告て是を免され、夫より竹島へ押渡り海 ^(ママ 猿力) 腦 ^(ママ 猿力) 儀を

をなす、其後毎年渡海怠らす、然るに元 ^(ママ) 錄 ^(ママ) 五申の

年渡海する処に唐人群居して海 ^(ママ 猿力) 腦 ^(ママ 猿力) をなす両氏是を

制すいへとも更に聞入す、そのミならず、既に危難ニ

5

及ハんとすにより、両氏無念ながら帰帆す、又翌西
の年渡海するに唐人数多渡り家屋をもふけて

海獵をなすに依り、両氏謀をなし唐人武人 ^{とりこ} 捜にして
召連れて帰帆シ、同年四月廿七日未の下刻米子ニ
着岸して灘町大谷九右衛門宅ニ唐人を入れ置、其旨

言上に及ぶ、清源公 ^綱 聞召、大谷村川并唐人を鳥取へ召

寄給ふ、加納郷右衛門尾関忠兵衛両人に依て彼者共を
召連参り、御吟味の上東都へ言上し給ふ、朝鮮国よりも

6

使を以て彼島の事種々訴訟しけるゆへ遂に彼島島をハ

朝鮮に附せられ大谷村川渡海之儀停止仰出されたり
是より退転して今に至て島渡のものなし、竹嶋とは
日本を離るゝ事幽遠にして朝鮮へハ程近シ、渡島の者三
四月の頃先隱岐國へ渡り強き南風を得て纜とらつなを解き
押渡る、島ハ隱岐より乾に當て行程百里計り、朝鮮へハ
程近く、彼國の湊釜山海の浦ハ其間十八里夜よ至れハ
彼浦ニ燈す火の光り慥さう見ゆるとかや、夏の間ハかの島ニ

7

ありて海ママ 脣アカ をし、秋に到て嚴き北風に乗して帰帆す

渡海のもの行齡を限り三十を越る者ハ海上の風波を
凌事かたしとなり、島の形ち三ツに分れ、山嶽そひへ境内
広からず、人民居せず、大竹喬木茂り盛にして諸島禽

獸多く魚鼈ヒラマサ類素より磯辺に充满して產物足る

嶋なりとかや、甘露の瀧有并異なる泉ありと云う、また
此嶋に生する猫、尾の形惣して短く曲れる也、今に至て
尾の短く曲れるハ世の人竹嶋猫と称するなり、また鮑極て

8

大きく是を串鮑にするに其好味なる事類ひなし

所謂鮑を得る事夕に岸の沚ミキハに竹を口ハて海中ニ

沈め置、朝には是を浮れハ鮑蛤の竹の枝葉に附事
生る木の実の如し、其外種々の產物伯因之両國ハ品
に及ハず、普あまねく日本の利潤なりしに退転に及事

惜むニ余あり

9 (白紙)

10 (白紙)